

令和6年 能登半島地震 被災者支援制度のご案内

令和6年能登半島地震に被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
一日でも早く安心した生活を送ることができるよう、
各種支援制度をご案内します。

※手続きの詳細は、各担当課へお問い合わせください。

本庁舎1階に臨時窓口を開設しています

受付時間 9:00~17:00(土・日、祝日含む)

受付場所 受付内容 【市民ロビー】 建設型応急住宅(仮設住宅)への入居支援
賃貸型応急住宅(みなし仮設)の入居支援
住宅の応急修理支援
住宅の緊急修理支援

【広報広聴課前談話スペース】被災者生活再建支援金

必要書類などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

被災者生活再建支援金

☎ 防災交通課 ☎53-6880

お住まいの住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支給します。
申請には、り災証明書などの添付書類が必要です。詳細は、市ホームページをご覧ください。

■支給額 (カッコ内は単身世帯の場合の支給額)

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
	支給額	住宅の再建方法	支給額	
全壊 解体※ 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円(150万円)	300万円(225万円)
		補修	100万円(75万円)	200万円(150万円)
		賃借	50万円(37.5万円)	150万円(112.5万円)
大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円(150万円)	250万円(187.5万円)
		補修	100万円(75万円)	150万円(112.5万円)
		賃借	50万円(37.5万円)	100万円(75万円)
中規模半壊 半壊	—	建設・購入	100万円(75万円)	100万円(75万円)
		補修	50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)
		賃借	25万円(18.75万円)	25万円(18.75万円)

※ お住まいの住宅が半壊した、または敷地に被害が生じたことで、倒壊の危険などから、やむを得ず住宅を解体した場合

住宅などへの支援 (⑤と⑥以外の制度は、り災証明書が必要です)

支援内容	り災証明書の基準 (一部損壊は対象外)					問い合わせ先
	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊	
① 建設型応急住宅(仮設住宅)への入居支援 建設地：万行町、舟尾町、中島町中島、能登島向田町		○	○	○	○	詳細は裏面をご覧ください 都市建築課 ☎53-8429
② 賃貸型応急住宅(みなし仮設)の入居支援 民間の賃貸アパートなどの入居費(家賃、共益費など)を支援		○	○	○	○	
③ 被災家屋の解体支援 【④との併用はできません】 被災した家屋を、所有者の申請により市が解体(公費解体) 公費解体の前に、所有者自身で解体を行った場合はその費用を一部または全部を償還(自費解体)		○	○	○	○	【受付準備中】 受付開始まで、しばらく お待ちください。 環境課 ☎53-8421
④ 住宅の応急修理支援 【助成額：上限70万6千円】 屋根や壁、上下水道配管など生活に不可欠な部分の修理費用の助成	○ ※	○	○	○	○	12/31施工分まで対象 空き家、倉庫などは対象外 ※準半壊は上限34万3千円 都市建築課 ☎53-8429
⑤ 住宅の緊急修理支援 【助成額：上限5万円】 雨漏りなどを防ぐためにブルーシートを設置する費用の助成	り災証明書は不要です					2/29施工分まで対象 空き家、倉庫などは対象外
⑥ がけ地整備 【補助額：上限100万円】 居住者などに危害が生じるおそれがあるがけ地、または、すでに崩壊したがけ地の 工事にかかった費用の助成	り災証明書は不要です					土木課 ☎53-8426

建設型応急住宅(仮設住宅)への入居支援

☎ 都市建設課
☎ 53-8429

入居の条件など

- 《条件》 お住まいの住宅が地震の影響で居住できなくなり、次のいずれかに当てはまる方
- ・「全壊」などで居住する住宅がない方
 - ・「半壊」以上で住宅をやむを得ず解体する方
 - ・住宅が、二次被害などを受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、避難指示を受けているなど、長期にわたって居住できないと市が認める方
- 《費用》 家賃、駐車場料金は無料。光熱水費や自治会費などは自己負担です。
- 《期限》 原則として入居日(3月上旬予定)から最長2年間
- 《その他》 ペットは原則室内での飼育とし、近隣住民に迷惑をかけないように、かつ、苦情があった場合は速やかに対応いただくこととします。

受付 令和6年2月18日(日)まで ※先着順ではありません。

- ・場所 七尾市役所 1階市民ロビー(正面入り口横)
- ・時間 9:00~17:00(土・日、祝日含む)

申込 「申込書」と「罹災証明書(お持ちでない方は、住宅の被害状況が分かる画像)」をご提出ください。電子申請も可能です。

申し込み時に、地区(七尾35戸、田鶴浜45戸、中島60戸、能登島40戸)と間取り(1DK、2DK、3K、3DK)を指定いただきます。

抽選 申し込み多数の場合は、公開により市が代理抽選を行います。

【抽選日】2月20日(火) 10:00~ 七尾市役所4階 401会議室

※高齢者、障がいのある方などがいらっしゃる世帯、子育て世帯などは、一般世帯より当選倍率の優遇を図ります。

七尾市災害ボランティアセンター

☎ 58-3953

地震による自宅の後片付けや荷物の運び出しなどでお困りの方は、七尾市災害ボランティアセンターをご利用ください。

依頼方法 58-3953 までお電話ください。

受付時間 9:00~16:30 (土・日、祝日含む)

費用 無料

【利用にあたってのお願い】

- ・専門的、技術的な作業(重機の操作や大作業など)や、危険を伴う作業(屋根の上での作業など)は、ご要望にお応えできないことがあります。
- ・集まったボランティアの人数や天候によっては、すぐに対応できないことがあります。
- ・ボランティアの方への食事の用意などは不要です。



罹災証明書・罹災届出証明

☎ 税務課
☎ 53-8415
☎ 53-8413

市の支援制度の申請や保険の請求などに必要です。被害状況は、現地調査(自己判定方式の場合は被害状況が分かる写真)で確認します。申請をされていない方は、忘れずに手続きをお願いします。



■申請方法

①窓口申請 受付時間8:30~17:15 (土・日、祝日を含む)

必要書類

- ・罹災証明書等交付申請書
- ・本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・被害状況が分かる写真 (自己判定方式の場合)

②郵送申請

必要書類

- ・罹災証明書等交付申請書
- ・本人確認書類の写し
- ・被害状況が分かる写真 (自己判定方式の場合)

③マイナポータル(ぴったりサービス)



マイナンバーカードとマイナンバーカードの読み取り機器が必要です。※マイナンバーカードの読み取りは、スマートフォンからできます。(一部機種除く)



マイナポータル

申請期限

令和6年12月27日(金)

申請先

〒926-0041 七尾市神明町1番地ミナクル2階
七尾市役所総務部税務課

災害ごみの受入【令和6年3月31日まで】 ☎ 環境課 ☎ 53-8421

能登香島駐車場(石崎町:和倉温泉運動公園テニスコート近く)で、災害ごみ(解体ごみを除く)の仮置場を開設しています。

奇数日は旧七尾市、偶数日は旧田鶴浜町、旧中島町、旧能登島町の方が対象です。

持ち込みの際は、あらかじめの分別が必要となります。

受付時間

9:00~15:00

持ち込みできるもの(分別)

- ①可燃粗大ごみ(木製・プラスチック製家具、布団など)
- ②木くず
- ③ガラス、陶磁器、瓦くず
- ④コンクリートくず
- ⑤壁材
- ⑥石こうボード、スレート
- ⑦金属くず
- ⑧小型家電
- ⑨リサイクル家電
- ⑩畳

持ち込みできないもの

解体ごみなどの産業廃棄物、資源ごみ、廃タイヤ・自動車バッテリー、石・土・砂など

掲載している情報は、令和6年2月1日時点の情報です。最新の情報や支援制度の詳細は、市ホームページをご覧ください。また、防災情報などを「市公式LINE」でお知らせしていますので、ご利用ください。

市ホームページ



市公式LINE

